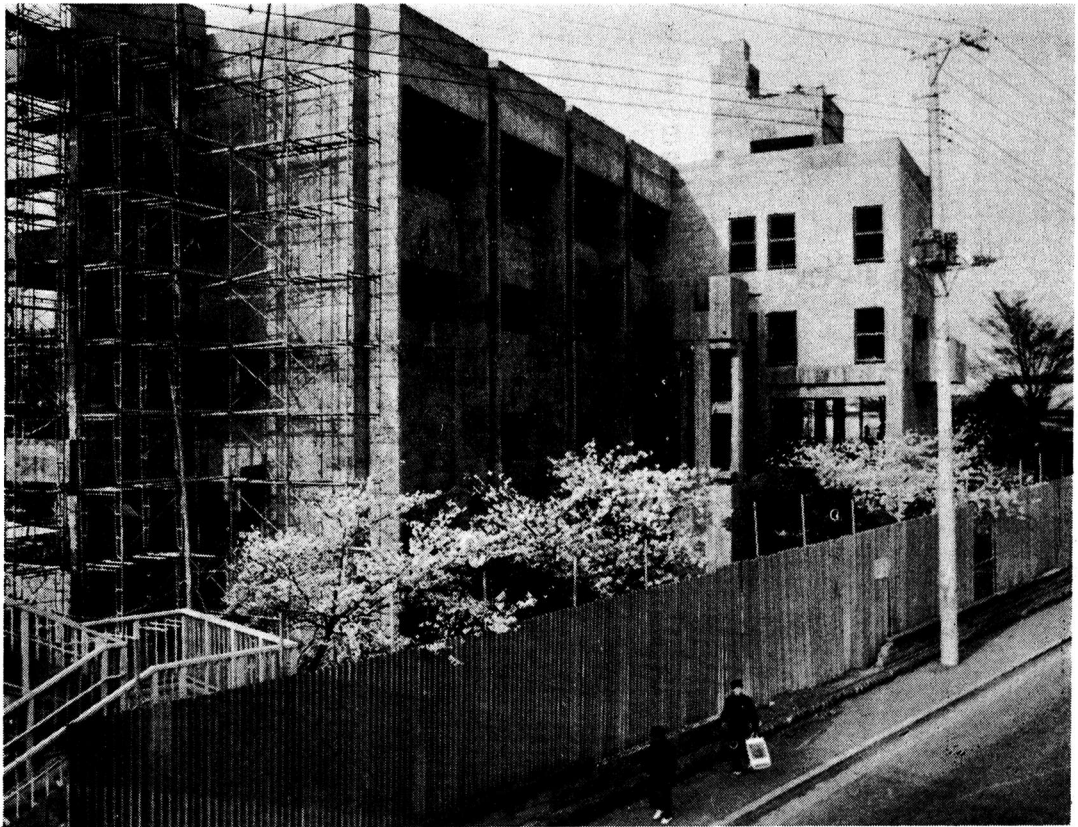


議 会 報

ふつさ

No. 5

昭和 45 年 5 月 20 日
 福生町議会事務局
 電話 0425-51-1511(代)



市制施行をめざし建設中の福祉センター

市制施行の促進に

関する議決

福生町が永い間、熱望してきた市制の施行、殊に地方自治法の一部改正による人口三万人以上を有する自治体の市への昇格が、議員立法をもって去る三月二日の第六十三特別国会の衆議院本会議、続いて同月四日の参議院本会議において与野党一致して可決成立し、ここにその可能性が高まり住民のためにも誠に喜びに堪えない。

福生町議会は、衆参両院が示された本案成立に対することご理解とご協力に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。想えば二年前に全国の同志相寄り新市制実現全国期成会を結成し、二百万関係住民を代表して百数十回に及ぶ国会陳情を重ね本運動を推進した日夜の努力の結果がここに実り感慨は一入である。

よってここに福生町議会は、市制実現早期賛成の民意を尊重し、地域住民の福祉の増進と文化的健康的な風格ある都市の実現を期して諸般の準備をすすめ、一日も早く「福生市」の市制施行を促進すべきであると決議する。

昭和四十五年三月二十五日

福 生 町 議 会

清掃条例の一部改正など二十六議案審議

第1回定例会

昭和45年度予算が成立

一般会計	10億4.000万円
特別会計	6億2.799万8千円

昭和四十五年第一回定例会は、三月十二日招集され、三月二十五日まで十四日間にわたり開かれしました。

この定例会は、予算議会といわれるもので四十五年度一般会計予算を初め、各特別会計予算六件、四十四年度各会計補正予算六件、町長提出の条例の一部改正十二件、条例廃止一件、組合規約の変更一件、請願二件、陳情二件、陳情審査報告二件のほか、議員提出議案の議員全員の賛成による市制施行の促進に関する決議などが審議されました。

なお、これに先だって町長の施政方針演説、議員七名による一般質問が行なわれ、町長ほか関係者の所信を質しました。

本会議の日程

第一日目 三月十二日(木)

まず会議録名署議員の指名、会期を三月十二日から三月二十五日までの十四日間と決定、町長の施政方針演説、一般質問が行なわれこれに対する答弁がありました。

つづいて議案審議に入り、各議案について提案理由の説明があり質疑の後議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例など条例の一部改正八件、条例廃止一件、組合契約の変更一件、昭和四十四年度福生町一

一般会計補正予算(第六号)など四

十四年度分の補正予算五件、四十五年度福生町公共用地特別会計予算、多摩河原地区の学校用地財産処分について、それぞれ原案可決しました。また、福生町職員定数条例の一部を改正する条例など条例の一部改正四件、四十五年度福生町一般会計予算など四十五年度各予算六件請願一件をそれぞれ十分に審査すべきものとして、各委員会に付託して散会しました。

第二日目 三月二十五日(水)

この定例会最終日で各常任委員長から付託された条例の一部改正、四十五年度予算について、審査の報告があり、委員長に対する質疑が行なわれ採決の結果いずれも委員長長の報告どおり可決されました。また、待ち遅しかった地方自治法の一部改正法案の成立により議員全員が賛成者となった新市制の促進に関する決議が可決されました。このほか四十四年度分福生町水道事業会計補正予算(第四号)都市計画事業補正予算(第五号)が原案可決され、陳情二件が担当委員会に付託、陳情、請願で審査の結了されないものについて、閉会中の継続審査の申し出がありこれを承認して閉会しました。

議案審査とその結果

議案第七号 福生町職員定数条例

の一部を改正する条例
総務委員会に付託審議されました。提案理由は、事務量の増加により一般行政、教育関係の補助職員を増員しようとするものです。内容は、町長の補助職員十九名、教育委員会事務局二名、学校職員四名を増員するものです。原案可決

議案第八号 福生町の課に関する条例の一部を改正する条例
総務委員会に付託審議されました。提案理由は、行政事務の増加により、組織を整備拡充する必要のためです。内容は、今までの民生課を福祉課、衛生課に分け、土木課を建設課に名称変更したものです。福祉課については、福祉事務所に移行するためのもので施行期日については早い機会に実施することになっています。原案可決

議案第九号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
非常勤の特別職の職員

議案第十号 非常勤の特別職の職員

議案第十一号 福生町職員の旅費

これら三つの条例の一部改正は、旅費の支給を現状に合わせ適正にするためのもので、一等実費をグリーン車実費と読み替えるものです。それぞれ原案可決

議案第十二号 福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
この一部改正は、国家公務員に対する給与改定及び東京都人事委員会の給与改定勧告に基づいて条例の一部を改正しようとするものです。扶養手当、通勤手当、宿日直手当などもそれぞれ勧告に基づいて改正されま

議案第十三号 福生町税賦課徴収

この一部改正は、地方税法の一部改正と固定資産の評価額の改正によるものです。固定資産の評価替えは三年に一回となっていますが、本年はその年にあたり四十五年度分の固定資産税納期の特例として第一期分を「四月一日から四月三十日」までを「五月一日から六月一日」までとしたものです。原案可決

議案第十四号 福生町都市計画税

前議案同様に都市計画税の四十五年度分の納期第一期分を「四月一日から四月三十日」までを「五月一日から六月一日」までとしたものです。原案可決

議案第十五号 福生町特別会計条例の一部を改正する条例

この一部改正は、福生町学校用地特別会計の廃止によるものです。また、今までと畜場特別会計と云ったようになっていたものを「特別」を除き、と場会

議案第十六号 福生町特別会計条例の一部を改正する条例

この一部改正は、福生町学校用地特別会計の廃止によるものです。また、今までと畜場特別会計と云ったようになっていたものを「特別」を除き、と場会

議案第十七号 福生町特別会計条例の一部を改正する条例

この一部改正は、福生町学校用地特別会計の廃止によるものです。また、今までと畜場特別会計と云ったようになっていたものを「特別」を除き、と場会

計としたものです。原案可決
議案第十六号 福生町国民健康保
険条例の一部を改正する条例

この一部改正は葬祭費給付の
改善のため、給付額を改定しよ
うとするものです。この内容は
被保険者が死亡したときに葬祭
を行なう者に対して葬祭費とし
て今まで「三千円」だったもの
を「五千円」と改めるものです
原案可決

議案第十七号 福生町清掃条例の
一部を改正する条例

厚生委員会に付託審議されま
した。提案理由は、汚物取扱手
数料の一部無料化により改正す
るものです。内容は、一、事業
所、生活世帯、汚物、占有者な
どの用語の意義を明確にしたこ
と 二、容器の設置、占有者
便所の管理を義務規定したこと
三、ごみ手数料は、1.生活世帯
(一般家庭)無料 2.事業所は
一ヶ月の平均排出量が一五〇キ
ログラム以下の場合月額八〇円
これをこえる排出量一〇キログ
ラムに付一〇円を加算する。3.
生活世帯に接続する事業所は月
平均排出量が一五〇キログラム
まで無料、一五〇キログラムを
こえた場合に一〇キログラムに
付一〇円。四、し尿汲取手数料
は、1.生活世帯(一般家庭)無
料 2.事業所は一樽(三六リッ
ター)五〇円、半樽(一八リッ
ター)二五円 3.生活世帯に接

続する事業所で便所が共同のと
ころ事業所に設備する便所を使
用しているところ一樽(三六リ
ッター)五〇円、半樽(一八リッ
ター)二五円ただし世帯員一人に
ついて五〇円を控除する。五、犬
ねこなどの死体処理手数料は一頭
につき二〇〇円。六、この条例の
実施は四月一日からとするなど
が主なものです。原案可決

議案第十八号 福生町営住宅条例
の一部を改正する条例
総務委員会に付託審議されま
した。提案理由は、公営住宅法
の一部を改正する法律により改
正するものです。内容は、一、
公募の例外の規定を市街地再開
発事業の施行による住宅の除却
について認めたこと。二、使
用期間が五年以上で最近二年間
引き続き十一万円を越える高額
所得者に対して明渡し請求が
できること(ただし、当分の間
は「十一万円」を「十五万円」に
期間を二年経過した以降とする)
三、同居の親族で二万七千円を
越える収入のある場合は合算す
ること。四、この場合高額所
得者に対する他の適当な住宅の
あっせんなどに努めること。
五、収入無申告者に対しては、
屋主取引先、官公署に必要な書
類を求めることを条例で規定し
たことなどであり、原案可決

議案第十九号 町議会で議決すべ
き事件の指定に関する条例を廃
止する条例
この条例廃止は、進駐軍の当
時町に通やくを置くことになっ
ていて、議会の議決すべき事件
の指定となっていました。現在
の状況にそわないため条例を
廃止しようとするものです。原
案可決

議案第二十号 青梅、羽村、福生
地区都市下水路組合規約の変更
について
これは組合の執行機関の組織
から助役を削ったものです。原
案可決

議案第二十一号 昭和四十四年度
福生町一般会計補正予算(第六
号)
議案第二十二号 昭和四十四年度
福生町国民健康保険特別会計補
正予算(第二号)
議案第二十三号 昭和四十四年度
福生町公益質屋特別会計補正予
算(第一号)
議案第二十四号 昭和四十四年度
福生町学校用地特別会計補正予
算(第一号)
議案第二十五号 昭和四十四年度
福生町水道事業会計補正予算
(第三号)
それぞれ原案可決

一 般 会 計 予 算 割 合

(歳入)				(歳出)			
区 分	予算額	総額に 対する割合	前年度 比	区 分	予算額	総額に 対する割合	前年度 比
町 税	446,000	42.9	120.5	議 会 費	25,735	2.5	133.9
自動車取得税	27,000	2.6	191.4	総 務 費	141,843	13.6	123.1
国有提供施設 等助成交付税	55,000	5.3	122.2	民 生 費	179,998	17.3	119.1
地方交付税	165,000	15.9	159.1	衛 生 費	109,665	10.5	116.4
交通安全対策	2,400	0.2	△102.0	農林水産業費	9,253	0.9	126.5
分負担 金	7,945	0.7	153.8	商 工 費	12,450	1.2	147.3
負担用数 手	12,594	1.2	△162.1	土 木 費	225,229	21.7	120.6
国庫支出金	92,154	8.9	△124.8	消 防 費	42,880	4.1	136.0
都 支 出 金	120,855	11.6	196.7	教 育 費	223,091	21.4	110.8
財 産 取 入	633	—	226.9	公 債 費	65,179	6.3	200.3
繰 越 金	35,000	3.4	109.4	予 備 費	4,677	0.5	152.2
諸 取 入	38,089	3.7	148.5				
町 債	37,300	3.6	118.4				
繰 入 金	0	—	—				
計	1,040,000	100	122.4	計	1,040,000	100	122.4

議案第二十八号 昭和四十五年度
その要点については別にお知ら
せします。原案可決
議案第二十七号 昭和四十五年度
福生町国民健康保険特別会計予
算
厚生委員会に付託審議されま
した。予算総額は、歳入、歳出
それぞれ一億三千五百九十四万
五千円で一時借入金借入れ最
高額を五百万円と定めたもので
す。内容については、現時点お
いては所得額も未確定であり自
然増のみとし、歳出においても
療養給付費が主なもので昨年度
当初予算より十四%の延びをみ
たものです。原案可決

福生町公益質屋特別会計予算

厚生委員会に付託審議されました。予算総額は、歳入、歳出それぞれ二百一十四万四千円となり...

議案第二十九号 昭和四十五年福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計予算

建設委員会に付託審議されました。予算総額は、歳入、歳出それぞれ八千六百五十四万三千円となり...

議案第三十号 昭和四十五年福生町と畜場特別会計予算

建設委員会に付託審議されました。予算総額は、歳入、歳出それぞれ三千三百九十四万五千円となり...

町長の施政方針(要旨)

福生町は町政施行以来本年でもって満三十周年の輝かしい年を迎え、さらには三都市法の成立により市昇格に希望あふれる新年度を迎えることが出来ます...

思うに一昨年五月より全国三十有余の町とともに、三都市法の成立を期して参りましたが、幸にして去る三月二日及び四日におきまして全議員賛成のもとに、参両院で可決成立いたしましたことは、議員各位ならびに町民の皆さまとともに心から喜び申しあげます...

一方合併による広域行政の推進につきましても隣接各町に対し福生町のあり方を説明し、合併に対する意思を表明して各町のご意見を拝聴し、でき得るならば懸案の合併問題に有終の美を飾りたいと念願しています...

なり使用料の値上げにより営業収入は大巾な増額となったものです。歳出については、人件費、各種検査委託、衛生面から汚水、消毒槽などの工事費、作物被害補償などです。原案可決

す。原案可決

議案第三十二号 昭和四十五年福生町公共用地特別会計予算

予算総額は、歳入、歳出それぞれ九万円で公共用地の先行取得を起債によりいたすものです。原案可決

議案第三十三号 昭和四十五年福生町水道事業会計予算

厚生委員会に付託審議されました。四十五年福生町水道事業会計予算は、収益的収支、資本的収支併せて予算額は、三億六千九百四十六万一千円であり...

議案第三十四号 財産の処分について

四十四年度福生町学校用地特別会計補正予算(第一号)の財産処分です。その内容は、一、土地の表示 福生町大字熊川字下河原二三四〇番地他一四四番

福生町大字福生字河原三一八三番地他一筆 二、売却予定面積 四万九千三百八十三平方メートル以内(約一万四千九百三十八坪)

今後の行、財政の需要は無限であり限られた財政の中でいかにこれに充てていくかが私に課せられた使命であります。本年度の予算の編成にあたりましてでもできるだけ経常費の節減をはかるとともに、投資的経費の増加をはかり、積極的な財源確保によります重点的な事業の実施と効率的な財政の運用に意を用い、さらに市制施行の移行のため所用の配慮を行なったものであります。

この結果福生町の一般会計は十億四千万円となり、その施策としての第一は、社会福祉の増進と児童福祉の充実であります。その第二は、新しい町造りと社会資本の充実であります。特に先般実施した、福生町総合世論調査により道路改修に対する町民の要望が最も高率を示したことから、より七千万円の一般町道整備費を計上しております。第三は、教育環境の整備と青少年対策であります。第四は、環境衛生と民生の安定であります。また、消防行政につきまして予防消防に重点を置く方針です。次に水道事業は、本年度第四期拡張工事の第三年度を迎え順調に進んでおりますが、水道の一元化につきましても強く要望を期して参ります。その他の特別会計につきましても、合理的な運営を期するとともに将来のあり方について適切な措置を講じたいと考えております。

各会計別前年度予算との比較

Table with 5 columns: 会計名, 本年度, 前年度, 前年度比(%), 人口一人当たり. Rows include 一般会計, 区画整理会計, 国保会計, 畜場会計, 公益質屋会計, 公共用地会計, 水道事業会計, and 計.

三、売却予定金額 金三億四百二十九万八千円以内(一平方メートル当り六百六十二円) 四、売却条件 買戻し条件付 五、売却先 東京都八王子市高倉町一、五二〇番地の三財団法人 東京都新都市建設公社 原案可決

第一回定例会における一般質問は七人の議員により町政全般にわたる行なわれしました。要旨はつぎのとおりです。

都市計画街路二二一街路の築造はどうなっているか

質問 二二一街路(栄通り駅前交差点から神明社裏に通ずる道路)の完成こそ交通地獄の緩和の一助ともなり、併せて福生町の発展に大きなプラスとなるではなからうかと思うが、その後の築造についてどのように進捗しているか、四十六年度末までに完成できるか。町長 都道であり都と緊密な連絡により進めている、四十五年度予算により第一小学校より駅前通りまでの用地買収が完了する予定であり、工事施工については四十六年度完了するという都の考え方である。

巾着四メートル以下の道路舗装をされた

質問 巾着四メートル以下の真道路を町民サービスの面から舗装された。

町長 同感であるが、四十五年度において四メートル以上ならびに四メートル以下でも予算のあるだけ通学路を重点として舗装したい。この面については、来年度以降も続けて重点的に取りあげて行く。

将来、水洗式のし尿処理を解決するために下水道計画をどのように考えているか

質問 町の現状では、財政その他の面から水洗式便所の解決は困難であると思うが、将来の解決の一策として下水道の長期的大計画を立てるべきだと思う、町長の考えを伺いたい。

町長 下水道計画については建設省ならびに東京都において流域下水路計画により都下全域を水洗にする構想を発表している、しかしながら処理場の位置で苦慮している。これが決まればただちに設計にかかりたい。この経費については、現在福生町全般とすると約三十億かかり起債などによる長期計画になる。また受益者負担などのむずかしい問題がでると思う。

牛浜駅合理化計画の報道の真否について

質問 国鉄の合理化の波が牛浜駅に波及し、業務を民間に委託すると聞くが、地域開発により数年にして数倍の利用増が予想されるがこれら住民は大変不便になる。また橋上駅で通学路でもあり階段は大変危険であるが町長の考えを伺いたい。

町長 合理化案の中には東京直通を増発するという構想が含まれている、これに伴う改良工事が必要で、その経費に充てる主旨のようであり、日本交通観光(株)により人員を減らすことなく三人の駅勤務経験者で支障はないというこ

一般質問

とである。なお橋上駅については、現在どの駅の改良工事もあるようで降雪の場合の危険などについて対策を講じていかなければならないと考える。

井上岩次郎氏の敷地のその後経過を説明願いたい

質問 井上岩次郎氏の敷地のその後経過を説明願いたい。土木都市計画課長 本来なら道路法により処理されるものであるが、当時の手続上のミスもあり、申請書は却下されたが特別な事情を話した結果認める話し合いがついたので近日中に処理ができると思

福生駅東口の早期開発をされた

質問 町は、東口開発を唱えてから十年以上経過している。この間東口住民に有形無形の損害を与えたが、現在はその程度まで進んでいるのかまた計画路線は区画整理方式で施行するのか、単独事業か。土木都市計画課長 測量の完了が本年三月でできあがるわけで、それを元にして事業計画を作成するもので、その前に町の都市計画審議会にはかり区域、方法を決定するわけでその時点で施行方法を決定するようになる。

多摩河原地区の区画整理に伴う住宅対策の考え

質問 市政も間近であるが都下の市に昇格の六カ町をみると、当町は町政施行の年数は、一番古いが人口は一番少ない、この際多摩河原の開発こそ人口増加の最後のチャンスである。この多摩河原開発をどのように計画されているか。

町長 北多摩の町は、都心からの距離の点もあり住宅の誘致が非常に活発で人口が急増しているが、閉地のためにいい面もあると同時に財政的に圧迫もある。下河原については、今具体的に住宅をどうということはないが、建設公社において住宅の建設が当然考えられる。個人所有の団地については、指図するわけに参らないが一部には、地主が共同で高層住宅を建てようという話しも出ています。その場合は適切な指導をして参りたい。

老人特別優遇制度の推進の考え

質問 新市制実現の目的がつき、福祉センターも六月に完成の予定となった現在、福祉政策に全力投球す

べき時期に入ったと思う。そこで特に立ち遅れている老人福祉対策について、第一点は、老人をいたわるため老人特別優遇制度を設け満六十才以上の老人に老人手帳を発行し病気の療費を全額公費で負担する考えがあるか、第二点に、手帳もっている老人が調髪、映画、アンマ、ハリ灸、眼鏡、補聴器、義歯、杖などの費用の半額公費負担の考えは、第三点は、福祉センターを利用する老人に対し、バスを購入し送迎の考えは、第四点は、福祉センターを利用できない悲惨な老人の格差を是正する考えは。

町長 この問題は、あくまで福祉的見地からやっていきたい。保護世帯の場合がむずかしく、援助すると保護費を差し引かれる矛盾がある。しかしながら現在は、公共投資に追いつけない状況であるの



3小の通学路にもなっている牛浜橋上駅

で何年かお待ちいただきたい。またバスの購入については、本年度は財政上の都合で及ばなかったが購入が可能になったらその時点で、身体の不自由な方の福祉センター利用を考えたい。なお老人福祉については、担当課において十分検討させていく。

町営住宅の高層化の計画は

質問 現在の町営住宅は、五団地に別れ一八〇戸の木造住宅で二十年経過し、老朽化して修繕費も年々高くなっている。そこで住宅を中高層化をはかり、低家賃をもって町民の利用に供するため、つぎのような機能をもって運営させることを提案する。

第一として財団法人をもって開発公社をなし建設にあたり、国、都の補助及び起債などにより住宅を完成させる。第二の方針はこれら住宅を住宅供給公社等に土地賃借契約を結び、住宅を建設する建物には保育所、マーケット、駐車場などをそとろえ、大衆福祉の足あとを大きく切り開くことができると思うがどうか。

町長 一番古いものは、昭和二十八年の建設で耐用年数にあと二、三年で達するので、これに対する考え方を決めて参らなければならぬ時期である。開発公社については、町より市の方が認可をとり易く、住宅局などの指導により、何らかの方法で高層化に耐用年数が達した時期からとりかかろう

にしていきたい。全部高層化でなくある程度集約して、空けておいて公園のようにした方がよいとも考える。

と畜場の運営と今後の方針

針は

質問 現在施行中の下河原の開発の一つの汚点となっていると畜場の運営について以前においては一時的に有力な町財源となっていたと畜場も、現在の経営では確たる才も見られず、人件費で終るのではなからうか、最近のと殺料、人件費について、また今後の存置において伺いたい。

産業課長 本年度の人件費の平均月額額は百四十七万二千八百三十三円、一方使用料としては月平均五千九百九十九円、金額二百二十七万六千四百五十五円である。

町長 今後の方針は、十年前と場を設置したのは、町の産業振興であったがその目的は十二分に達した、将来の展望としては、経営費の増大、周囲の状況から近い将来に閉鎖すべきと考えるが、他の事業との関連もありませんのではっきりした見通しは申しあげられない。

市制の施行に伴ない職員給与の改善はどうか

質問 現在の福生町職員の給与は、近隣町より低い状態で今後市制施行により各市よりはるかに下

まわった給与である。特に単純労働者のごときは非常に低い、他市ではこれらのバランスをとるため昇給短縮を採用しているが、町でもこの考えがあるか。

町長 たしかに市より格段の差がある。青根市とは三号俵違っている。しかしながら市になることにより職員の精神面でプラスが非常に多く勤務態勢も大きく変わってくると思うし、必然的に質の向上も考える処であるが、給与改善については、当然一度には参らず除々にアツプしていききたい、単純職の給与についても同じような考え方が至当と思う。

現在の教育方針に納得がいけない

質問 社会及び国の繁栄をもたらすことのできるか、いなかには、教育の充実、教育者の熱意によることが大である。この観点から中学生の社会科「日本のあゆみと世界史」の授業について、半数以上頁数を消化してない、数人の父兄より聞いており生徒よりそのような声が出ている事実を知っているか、社会教育の重要性を最も必要とする現代社会において、生徒の不安の念を抱かせたとしたら大きな社会問題である。このことを教育長はどのように考えているか、また授業開始時間に非常に遅れて教室に入ってくる先生がいると聞

一 般 質 問

議 会 日 誌

1月	正副議長新年挨拶廻り 議員初顔合せ
6日	道路建設促進大会、建設委員会協議会
8日	
9日	東京都議会議員会
16日	全国基地協議会実行委員会 基地対策促進全国大会、新市制実現役員会
20日	
21日	広域行政促進特別委員会
23日	都町村議長会定期総会
27日	新市制役員会及び総会、全国基地協議会実行委員会 流域下水路会議
31日	
二月	
2日	西郡議長局長合同会議
4日	新市制開会陳情、三多摩上 下水協第二委員会、流域下水路会議
6日	都下町村議会事務局職員研修会
10日	福生地区消防組合議会
13日	新市制問題陳情、三多摩上 下水協第三委員会
14日	議会運営委員会、厚生委員会、新市制陳情
16日	新市制役員会及び陳情
17日	新市制総会
18日	第一回臨時会、新市制陳情
19日	新市制陳情
23日	西郡町村議員講習会、新市制役員会
24日	新市制役員会
25日	建設委員会、総務委員会

新市制施行に伴ない部制と課の統廃合の構想は

質問 市制施行後イメージチェンジのため部制をひく考えがあるか

また課の統廃合について、調査室の存置は、産業課と区西整理事業などの進展により商工経済的な課にする考えは、

町長 部制をひくのが理想であるが、多くの市の場合当初二、三年は課制のようだが、今のところ課制で参りたい、調査室についても当分のままで行く、産業課を商工課にすることに、遠からず商工課にした方がよいと思う。

ワラ付街道の築造

用地買収を可決

第一回臨時議会

昭和四十五年第一回臨時議会は、二月十八日(水)に招集(会期一日)されました。この臨時会では専決処分、条例廃止、四十四年度補正予算四件、町道路線廃止、陳情書について審議しました。

議案審査とその結果

報告第一号 専決処分の承認を求めることについて

すでに建設工事の進んでいる福生第一小学校分校新築工事に防衛庁の補助により、防音併行工事として機械室、二重窓などの追加工事を金志千忠百六拾参万六千円で島藤建設工業(株)と追加契約したものです。

原案可決

議案第一号 福生町火災予防条例を廃止する条例

福生地区消防組合による、火

財政需用の増大に対する財源対策は

質問 市制施行とともに今後相当な歳出が予想される、単年度における財政ではなく市制施行後における財政需用の増大にどう対処するか。

町長 市になると総ての支出が増大するが、交付税でかなり見込まれる。町から市になった増額は、おそらく三千万円位と思う、市に

なれば一層困に直結した連絡ができるので、その利点がある。なおそらって市に昇格の場合は、競輪などの強力な運動もあると思う。

商店街育成のため補助金の増額を

質問 商工経済政策を大きく打ち出してもらい、先行投資的な助成をされることにより、将来大きな市の財源になると思う。平塚市の商店街を視察したが街路灯、アー

ケードの設置にいたるまで多額の補助金を市が出している。町長は今後の商店街の育成と補助金についてどのように考えているか。

町長 平塚市等においては、多額の補助金が出ているようだが市の財政力によるものである。私としては、福生が商工中心の町であり商店街については特に力を入れていきたい、財政力に応じた中で重くみて行きたい。

議案第三号 昭和四十四年度福生町と畜場特別会計補正予算(第三号)

補正による総額は、三千五百七十三万一千円となります。追加補正額二百一十七万七千円は、と畜場使用料の増加による才入で、と畜場周囲と水源地の万年崩工事をしようとするもの、及び作物の補償料が主なものです。

原案可決

議案第四号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第四号)

補正による総額は、二億九百五十八万三千円となります。追加補正額三百八十三万三千円は多摩河原保留地処分予納金などの才入により、武蔵野台地区区画整理事業の精算金還付金、田用水及びと畜場排水路の切り廻し工事、全額都補助による都第三工区事務所移転工事などです。

原案可決

議案第五号 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算(第二号)

第二号補正は主として人件費を除く、経常経費の収支予算補正でありまして通算総額は、収益的収支並びに資本的収支併せて二億七千二百九千円となります。その主なものは、収益面では給水収益七百円を主に八百七十九万九千円の増額、一方支出面では、固定資産除却費二百四十四万九千円の増及び修繕費など百万円の減額で差引八十六万一千円の増額補正であります。

原案可決

議案第六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を廃止するものです。この道路は、町道一九一号線(福生町熊川字武蔵野一、四一四番)の一部廃止で延長九メートル、巾員二・四メートル、面積二一・六平方メートルです。原案可決

26日	都議長局長会議(27日まで)
27日	常任委員長会議
28日	新市制陳情教育懇談会
三月	
2日	新市制陳情
3日	新市制陳情
4日	新市制陳情
5日	新市制陳情、福祉センター建設特別委員会
6日	新市制問題該町長議長会議
7日	議会運営委員会
9日	広域行政促進特別委員会、全員協議会
10日	自治功労者懇談会
12日	第一回定例会(第一日目)全員協議会
14日	建設委員会、町会長合同会議
17日	市制懇談会(行政委員)
18日	総務委員会、厚生委員会、厚生総務連合審査会
19日	議会運営委員会、市制懇談会(町会長)
20日	市制懇談会(各種団体)
23日	防衛施設庁陳情
24日	日友友好委員会
25日	第一回定例会(第二日目)火葬場組合議会
28日	消防組合議会
29日	委員長会議
30日	衛生組合議会
31日	全国基地協議会(四月一日まで)東京都日米連絡協議会

請 願 と 陳 情

第一回臨時会、第一回定例会における、請願と陳情についてお知らせいたします。

採択されたもの

請願第一号 排水溝設置に関する請願書

この請願は、牛二町会内の排水溝設置と既設排水溝の改修を請願したものです。

建設委員会に付託審議され、

現地視察しての審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見を付けて採択として町の方に送付しました

提出者 福生町牛浜 一五三

牛二町会長 藤田 馨氏外四九名

陳情第一号 学校医手当増額に関する陳情書

この陳情は、学校医手当を月額六、〇〇〇円以上に増額を

請願したもので、総務委員会に付託審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見を付けて採択として町の方に送付しました。

提出者 青梅市西分町三丁目一〇三番地、社団法人西多摩医師会 会長 小泉 新策氏

福生町志茂一六九番地

理事 石川 孝明氏

陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実ならびに財団法人東京駐留軍離職対策センター育成強化に関する陳情書

この陳情は、駐留軍労働者の最近の基地情勢に一層の不安と生活の危機に直面しており、生活権を確保するため、抜本的な雇用安定策を確立し、離職対策の拡充強化に万全の措置を講ぜられるよう陳情したもので、総務委員会に付託し、三回にわたる関係者の意見を聞き、連合審査会を開くなど慎重審議の結果、駐留軍関係労働者の現況を考慮し、願意に副うよう努力されたい。ただし減税措置については、法の許す範囲とする、との意見をつけて採択とし町の方に送付しました。

提出者 沼島市東町一の一五の二三、全駐労東京地区本部執行委員長 慶野勉氏

提出者 福生町熊川一、三一五 大和照造氏外五〇名

提出者 立川市砂川町三二六三 土屋芳一氏ほか十三名

提出者 福生町本町一四二 福生町たばこ消費増収対策協議会代表 内田二三氏外

提出者 福生町本町三六 三多摩西部支部常任委員会 委員長 金 順倍氏外五一

提出者 福生町本町三六 三多摩西部支部常任委員会 委員長 金 順倍氏外五一

継続審査となったもの

請願第二号 町道舗装に関する請願書

提出者 福生町熊川一、三一五 大和照造氏外五〇名

提出者 立川市砂川町三二六三 土屋芳一氏ほか十三名

提出者 福生町本町一四二 福生町たばこ消費増収対策協議会代表 内田二三氏外

提出者 福生町本町三六 三多摩西部支部常任委員会 委員長 金 順倍氏外五一

新しく委員会付託となったもの

陳情第二号 タバコ消費増収対策のための自動販売機購入に関する陳情書

提出者 福生町本町一四二 福生町たばこ消費増収対策協議会代表 内田二三氏外

五八名

陳情第三号 在日朝鮮公民の帰国事業の再開並びに祖国往來に関する陳情書

提出者 福生町本町三六 在日朝鮮人総聯合会 三多摩西部支部常任委員会 委員長 金 順倍氏外五一

十億四千万円一般会計予算の要点

昭和四十五年度一般会計予算十億四千万円は、各委員会に付託され慎重審議されましたが経常経費を除く予算に盛り込まれた要点はつぎのとおりです。

○総務費 交通安全対策として、交通安全指導関係費の増額、広域行政及び市制準備費、町政三十周年記念行事として町政要覧の各家庭配布、防犯灯維持費の五〇％補助などです。

○民生費 福祉センター三階部分庭園など四十五年度分の工事、備品、運営経費、第五小学校西側に用地一、一五五平方メートル、建築面積三三〇平方メートルの町立下河原保育園の建設費などです。

○商工費 来年四月から実施しようとする商店街が発展するため確実な資料を得る福生町商店街広域診断の経費、七夕まつり及び福生音頭パレード委託料の増額などです。

○土木費 一般町道改良工事として中員四メートル以上の全路線及び中員四メートル以下の主要通学路四十三本の舗装整備費、交通安全施設として外灯、カーブミラーなどの設置工事、今夏期までに築造される柳山公園内の長サ二五メートル、巾一三メートル、六コースの水泳プールは総て完成します。志茂の大堀から玉川上水を推進工事により内経二、三〇〇ミリ、延長九五メートルにわたり施工する中央幹線排水工事費などです。

○消防費 消防団分団活動交付金の設立、都の退職金支給に該当しない十五年未満の団員に対する退職記念品代などです。

教育費 来年度から開設される小、中学校教育相談準備経費各小学校の防火対策として救助用品の購入、鉄筋コンクリート造り四階建普通教室六、職員室一、建築面積五五五平方メートルの第一小学校分校増築工事鉄筋コンクリート造り四階建、普通教室四、特別教室二、建築面積六二二平方メートルの第五小学校増築工事、神明神社一帯の文化財調査委託料などです。

議 会 を 傍 聴

しましゅう

第2回定例会は

6月に開かれます

編 集 後 記

「議会報ふつさ」第五号をお届けいたします。

本号は第一回定例会を中心にお知らせしましたが、議案数が多く十分に内容の説明ができなかったことをお詫びいたします。

第一回定例会には多数の傍聴の方が見えましたが、おいでにならない方々に議会の活動を知っていただきたいとの願いをこめて編集いたしました。

議会報に対する皆さまのご意見をお寄せください。